○安静室を設ける場合

乳児室及び保育室と区画され、乳幼児の静養及び隔離機能が確保される部屋であって、以下の要件を満たすものであること。

体調不調児が2人以上横臥でき、1人当たりの面積が原則として1.98㎡以上あること。 寝具等を用意し、救急医薬品を備えていること。

「体調不調児」医療機関による入院治療の必要はないが、集団保育困難な感冒、消化不良（多症候性下痢）等乳幼児が日常か かりやすい疾病や、発熱等の突発的な体調不調が生じた乳幼児であり、長期に渡って安静、療養を必要とする乳幼児を指すものではありません。